練馬区介護保険条例施行規則(抜粋)

(条例=練馬区介護保険条例)

第3章の2 地域包括支援センター運営協議会

(地域包括支援センター運営協議会の構成)

- 第8条の2 条例第9条の6に規定する練馬区地域包括支援センター運営協議会(以下この章において「協議会」という。)の構成は、つぎのとおりとする。
 - (1) 被保険者 6人以内
 - (2) 居宅サービス等の利用者等 1人以内
 - (3) 医療従事者 2人以内
 - (4) 保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者 5人以内
 - (5) 指定居宅サービス事業者等の職員 4人以内
 - (6) 学識経験者 2人以内

(委員長)

- 第8条の3 協議会に委員長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の互選により 定める。
- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名 する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条の4 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

第3章の3 地域密着型サービス運営委員会

(地域密着型サービス運営委員会の構成)

- 第8条の5 条例第9条の10に規定する練馬区地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)の構成は、つぎのとおりとする。
 - (1) 被保険者 6人以内
 - (2) 居宅サービス等の利用者等 1人以内
 - (3) 医療従事者 2人以内
 - (4) 保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者 5人以内
 - (5) 指定居宅サービス事業者等の職員 4人以内

(6) 学識経験者 2人以内

(委員長)

第8条の6 委員会に委員長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の互選により 定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名 する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条の7 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。